2015 年新規意見速報版

「2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 －北米編－」

（2014 年 12 月～2015 年 1 月実施）

2015 年 6 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目　次

３．北米地域

＊　カナダ　……　1
＊　米国　……　5
＊　メキシコ　……　16

（注）　*印は、APEC 諸国･地域

カナダにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日商	(1)	外資によるカナダ企業買収の許認可基準の不明確	・カナダ国内のテレコム通信業、メディア業界及び金融サービスは優遇保護により寡占状態となっており、外国企業の進出が極めて困難。外国企業によるカナダ企業買収には連邦政府や州政府の承認が必要だが、承諾を得るための条件が不明確。 (継続)	・外国企業によるカナダ企業買収の条件の明確化。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日商	(1)	輸入通関時の消費税の支払手続の煩雑	・輸入通関時に支払う連邦消費税とカナダ国内取引に関わる連邦消費税の支払が一本化されておらず、事務手続きが煩雑化している。 (継続)	・輸入通関に関わる連邦消費税支払期限を、国内取引に関わる連邦消費税支払期限と同じとし、一本化して頂きたい。	・Canada Border Services Agency Memorandum D17-15
		日商	(2)	日加EPA未締結による不利	・カナダと韓国・欧州間でFTAが締結され、韓国系に至ってはFTA発効を宣伝に使用するなど、日系企業に非常に不利な状況。CETA発効時も同様と懸念される。 (変更)	・日加EPAの早期締結。 (TPP交渉と同時並行でお願いしたい)	
		日機輸 日商	(3)	日本製原子炉部材及びその技術情報の対加輸出許可に関わるカナダ側対応	・日本からカナダに対する原子炉部材供給及びその技術情報の提供には、METIの輸出許可が必要にて、METIは、輸出許可の発行にあたり、部材の客先・技術情報の受取先・使用目的等につき、日本のカナダ大使館経由カナダ外務省に問い合わせるが、カナダ側からの回答が迅速になされず、輸出許可に、約6ヶ月を要し、日本側輸出者の納期が、長くなり、競争力低下の一因となっている。	・カナダ側の迅速な対応を求めたい。	
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	・円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	・為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
13	金融	日商	(1)	鉱山開発資金貸付金の返還保証	・当社は、加鉱山会社の鉱山開発資金に対しローンを組み貸付けることがあるが、本貸付金の返還保証を加Export Development Bank等が行って欲しい。 (継続)	・加EDB等による鉱山開発資金ローンの返還保証の実施。	
14	税制	日商	(1)	州毎に異なる消費税による会計処理の煩雑	・2010年7月1日より、オンタリオ州、B.C.州にて連邦消費税と州消費税が合併し、Harmonized Sales Tax (HST)が発足。但し、HST税率は、オンタリオ州13%、B.C.州12%となり、また、HSTの税法も両州で異なる。会計システムのプログラム作製、事務担当者による会計システム入力作業がより煩雑化している。更に、Quebec Sales Taxは、2011年1月1日、2012年1月1日に1%引上げられることになり、対応が煩雑を極めている。 (継続)	・消費税について、カナダ全州統一して頂きたい。	・連邦、オンタリオ州、B.C.州消費税法 ・Quebec州消費税法
		日機輸 日商			・カナダにおいては、連邦消費税と各州消費税が存在するが、Ontario / Nova Scotia / New Brunswick / New foundland & Labrador / Prince Edward Islandの5州においては、連邦と州の消費税を合わせHarmonized Sales Taxとして連邦が徴収、残りの5州・3準州は連邦消費税は連邦が、州消費税は各州が徴収しており、会計システムと納税手続きを一元化することができず対応が複雑となっている。	・連邦消費税・州消費税徴収体系の一元化。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14		日機輸	(2)	指導員派遣などのサービス対価への源泉課税	・据付・試運転指導員の派遣をする際に、カナダに税籍登録ない会社への対価の支払について一律15%のWithholding Taxが課税され、競合上不利な立場になっている。 (継続)	・他の国（米国など）では、指導員派遣などのサービスについては一定の期間内であれば課税されない（一定の期間を超えると法人税の問題になる）ことが多い。それと同様に課税を廃止して頂きたい。	
		日商	(3)	付加価値税	・適用ルールが非常に煩雑であり、計算及び適用可否の判断に時間と手間を要する。また、システム化を行うことも非常に困難。州毎に税制をはじめルールが頻繁に変更となり、その為のシステム改修をはじめとしたコスト増となっている。 (変更)	・制度ならびに申告・還付手続きの簡略化。	
		日商	(4)	源泉徴収義務	・日本・アメリカなどカナダ国外の居住者がカナダ国内でサービス等を提供した場合、その雇用主は、該当する期間の給料に対し、カナダ歳入庁に対する源泉徴収義務を負う。183日ルールにより、結果として非課税にも関わらず、カナダにおける非居住者が源泉徴収義務を負い、カナダ歳入庁へ申告し還付手続きを取る必要がある。管理業務が煩雑になるうえ、その分のコストを負担しなければならない。また源泉徴収免除手続き条項があるが、申請しても認められるのに時間を要し、認められるケースが非常に低い。	・183日を下回る場合の源泉徴収義務条項の撤廃。	・カナダ所得税法規則102
16	雇用	日商	(1)	会社取締役の国籍制限	・カナダ連邦及びオンタリオ州事業会社法は、会社役員の25%(4人以下の場合は最低1名)がカナダ国籍者であることを求めている。 会社役員に対する法的責任が増加している中で、カナダ国籍者への役員就任を依頼することが難しい環境となっており、本邦からカナダ投資の妨げとなる場合がある。 (継続)	・国籍制限比率を廃止してもらいたい。	・Canada Business Corporation Act 105条 ・Ontario Business Corporation Act 118条
		日商	(2)	ビザ更新手続の煩雑・遅延	・カナダ労働就労ビザ取得に関わる事務処理が在マニラのカナダ大使館にて行われることになった。3年で許可をもらっていても実際に入国する際、visa発給で1年しかおりなかった事例もある模様。 (継続)	・迅速なビザ発給手続きがなされることを希望。 ・ビザ発給については、入国管理官の裁量で決まっている可能性もあり、統一化を求めたい。	
		日製紙	(3)	技術者の転職	・アルバータ州は、エネルギー関連事業が活況を呈し始めた2007年以降、技術者の移動（転職）頻度が激増し、当社の技術者も数多く転職。回避策として給与の見直しなど行ってきたが、食い止めることは容易ではない状況が続いている。 (継続)	・労働力の流動化、特に州を跨いだ移動を活発化できるような制度の導入により、国全体としての労働力の平準化を実現できるよう望む。	
		日商	(4)	労働力確保に対する支援	・オイルサンドやLNG等を中心に今後エネルギー資源開発の伸びが期待される中労働力確保懸念あり。移民・ビザ緩和による国外労働力確保への支援に期待。 (変更)	・移民・ビザ緩和による国外労働力確保への支援に期待。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	機器等の保守･修理等における一時的複製の不可	･機器の保守、修理、交換を行う際、必要と認められる限度で複製が認められるべき。なお、我が国では著作権法47条の4により権利制限されている。 (継続)	･機器等の保守･修理等における一時的複製に係る権利制限の導入。	
		日機輸	(2)	著作権侵害に対する刑事罰の非親告罪化	･著作権侵害が私権の侵害である以上、被害者に被害回復を求める意思がない場合には被害回復の必要性は認められず、さらに抑止効果という点に鑑みてもその必要性は低い。反対に将来の表現行為につき、刑事罰の萎縮効果というマイナス面のみが残るものと思われる。また、創作や表現は模倣から生まれることがほとんどであり、抑止効果の強化には慎重であるべきである。著作権に関しては、権利制限･間接侵害など権利の周縁が明確でなく、予見可能性が難しいケースの（例えば萎縮効果などの観点からの）配慮と検討が必要と考える。 (継続)	･著作権侵害に対する刑事罰を非親告罪化しない。	
		日機輸			**(参考)** ･【米】TPPにて非親告罪化を求めている TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.7 - 7(h)項 米韓 18.10.27 米ペルー 16.11.27 米チリ 17.11.22 豪チリ 17.38		
		製薬協	(3)	カナダ裁判所による特許無効判断	･日米欧等では有用性が実証されていると判断される証拠が、カナダ裁判所では有用性が実証されていないと判断され特許が無効になる。また、特許出願後に作成された証拠は、有用性判断の根拠とならない。日米欧等に比べ極めて厳格である。 (継続)	･日米欧等と同様な基準を採用して頂きたい。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	低圧モータの高効率化規制	･米国、カナダ、ブラジル、メキシコの各国が低圧モータの高効率化規制を行っているが、ここでいうモータとは機械に組み込まれているものを含む。規制に合格するための認証プロセスは各国で異なるが、効率を満たすだけではなく、現地の認証を取らなければならないため、その申請プロセスの煩雑さから、事実上の貿易障壁となっている。	･定められた効率レベルを満たすモータで且つ機械に組み込まれて納入されるモータについては、現地の認証プロセスに関わらず、合格扱いとすることで障壁を排除して頂きたい。	･エネルギー効率法 EEAct（Energy Efficiency Act）
20	独占	日製紙	(1)	鉄道輸送の寡占	･製品の大半を鉄道輸送にて出荷しているが、カナダにおける鉄道輸送は Canadian National(CN)、Canadian Pacific Railways(CP)2社の寡占状態にあるため、両社の運賃政策やオペレーション方針により、当社の採算･事業性は大きく影響を受ける状況にある。現在、利用者の業界団体からの不服申し立てを受け、連邦政府が関与する形で、改善に向けた規制導入の議論が進められている。 (継続)	･寡占状態の緩和を図り、利用者の利益を保護するための具体的な施策の早期実現を望む。	
21	土地所有制限	日商	(1)	州による農地所有制限の存在	･カナダ農業資源の均等配分の観点より、平原三州（AB、SK、MB）において外資に対し土地所有制限がある。 (継続)	･外資の土地所有制限の緩和。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	環境問題･廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自な評価方法に基づく物質規制	･カナダ環境保護法 BNST規制 ＜問題点＞ サプライチェーンをカナダ以外の国に広範囲に持つ企業にとっては、本規制の対象物質であるBNSTは、他国で有害性が認められておらず、含有物質情報伝達の管理対象外の化学物質のため、サプライチェーンでの含有調査が困難となった。 ＜経緯＞ －2012年12月14日：BNST規制公布（施行2014年3月14日） －2014年5月：一般消費者用電気電子機器は本規制の適用除外であることを当局に確認していたが、適用除外の定義に関する当局との見解の相違により、一般消費者用電気電子機器も規制対象であることが判明した。 －2014年6月：BNSTに関する使用状況調査を実施する際に、本物質に関しての日本国内等での含有物質情報伝達の規定が存在しないために、サプライチェーンを経由して含有情報の取得が困難であった。	･カナダ当局は、規制物質について用途調査やパブコメを行った上で規制を導入してはいるが、規制物質はカナダ環境保護法の特異な有害性評価方法に依り選定される。よって他国において有害なものと認められていないような物質が規制対象になった場合には、サプライチェーンでの用途調査を行っても適切な情報が受領できない。 サプライチェーンの広がりにより、特定国の規制であっても多くの国のサプライヤーを混乱させるケースがあるため、入念なパブコメ手順を踏むとともに、他国の有害性インベントリに収録されていない物質については、関連情報をカナダ国内外で共有しながら、慎重に規制物質を選定して頂きたい。	･カナダ環境保護法 ･BNST規制
25	政府調達	日機輸 日商	(1)	WTO政府調達協定における適用対象外調達	･現在、改正政府調達協定において、カナダは1) 都市鉄道および都市輸送に関連する機器、システム、部品、材料並びに鉄･銅鉄が関連する全プロジェクト、2) 公共サービス、3) ハイウェープロジェクトを適用対象外としている。	･日加EPAにおいて、左記を適用対象に含めるべきと考える。	
26	その他	日商 日商 日機輸 日機輸	(1)	鉄道輸送の能力不足･遅延	･恒常的な貨車輸送能力の不足に加え、原油輸送量の増加と冬場の悪天候の影響で、穀物輸出に深刻な遅延が発生している。今後のカナダ穀物生産量の拡大予想を鑑みると、日加穀物貿易に大きな支障となり得る。 （継続、要望追加） ･恒常的な貨車輸送能力の不足に加え、冬場の悪天候の影響で製品の保管場所が無くなる事態に直面した。鉄道輸送業者の寡占状況が改善を図る事を妨げていると思われる。 ･鉄道不足による物流遅延。 ･鉄道車両の故障による物流遅延。	･穀物輸出等における円滑な輸送の確保 ･鉄道の拡充。 ･修理、取替え等手入れの行き届いた車両運行。	
		日機輸	(2)	港湾混雑	･港湾混雑により毎回コンテナ引き取りが遅れる。生産に影響が出ないようにするため、ケベック州にてコンテナを先行で引き出そうとするが、追加料金が課せられる。	･港湾混雑と遅延の緩和。	
		日製紙	(3)	新興国の景気動向	･当社の主要マーケットである北米については景気が上向きつつある為、当座は大きな問題は無いと見られる一方、新興市場、中でも特にパルプの最大需要地である中国の景気減速が、市況の悪化等紙パルプ市場全体に悪影響を及ぼさないか懸念される。	･乱高下の無い、安定成長が期待できる景気対策、経済基盤の確立･実行が望まれる。	

米国における問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	企業買収許認可要件の不透明	・全ての投資に義務付けられているわけではないが、万が一、後日安全保障上の重要投資に該当すると指摘されると、面倒な対応が必要となる為、安全を見て当社からの投資は殆ど対米投資審査委員会（CFIUS）に対応している。 （継続）	・米国の最大の同盟国の一つである日本からの投資については完全に対象外と既定するか、或いは日本からの投資に限りCFIUS対応が必要な分野を絞って明示して頂けると有難い。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・米国の時計の関税は、複雑な関税体系と定額税・従価税の併用により、平均関税を算定することは極めて困難であるが、日本時計協会の推定では約5%である。一方日本の時計輸入関税は1983年よりゼロである。 （継続）	・輸入関税の早期撤廃を要望する。	・1930年関税法 ・米国統一関税率表
		日機輸			・タイヤで4%の関税がかかっており、その削減・撤廃により取扱商品の価格競争力向上を実現したい。	・タイヤに係る関税の削減・撤廃。	
		日機輸			・以下の日本製化学品に関税がかかっており、関税のかからない韓国企業製品との競争上の不利を取り除いて頂きたい。 －フェノール：5.5% －アセトン：5.5% －BPA：5.5%	・日本製化学品に係る関税の削減・撤廃。	・米韓FTA
		時計協	(2)	輸入関税算定方法の複雑性	・時計の輸入関税の算定方法の複雑である。 －時計に関し、関税率はムーブメント、ケース、バンドと部品毎に設定されている。ムーブメントの関税は定額、その他の部品の関税は定率となっている。 －時計に関し、1999年3月に発表されたITCの関税簡素化のための報告書には、依然として6桁分類に統一されておらず、8桁分類に依存し、サイズ分類、価格分類が残存しており、又、ムーブメントに対する定額税の問題は、簡素化されていない。 （継続）	・完成品に定率の関税に課する方式に簡略化することを要望する。	・1930年関税法 ・米国統一関税率表
		時計協			**（対応）** ・日本政府は、2002年～2005年、日米規制改革イニシアチブにおいて、時計についてHS6桁ベースで分類し、当部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式に改め、完成品に対して一律の関税率を規定することを米国政府に要請した。又、2005年12月、日米貿易フォーラムにおいても要請を行った。これ等に対し、2004年6月日米規制改革イニシアチブ報告書で、本件について米国政府の問題認識が確認され、議論を継続する旨、明記された。一方、2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、2009年10月に行われた日米貿易フォーラム、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTRP対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、未だ改善が見られない状況である。 （報告書原文） 米国政府は、時計の関税率算定方法についての日本国政府の懸案を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を充分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する。 （対応記載済み）		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(3)	サプライ製品の関税分類の国際的相違	・複合機、プリンター等のトナー/インクカートリッジなどサプライ製品に関し、本体の部品(無税)／ケミカル製品(有税)の判断が欧米で異なるようで、片や無税、片や有税となる事象が発生する場合がある。 (継続)	・本体の部品としての判断に共通化してくための働き掛けをして頂きたい。 ・ITA拡大品目への盛込みへ働き掛けをして頂きたい。	
		日機輸	(4)	アンチダインピング提訴の濫用	・現在、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管（30.8%）及び日本製一般配管/圧力配管用 並びにラインパイプ用継目無鋼管(Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.7%)に対しアンチダンピング税が課されている。 継目無ラインパイプ鋼管、大径溶接ラインパイプ鋼管については、それぞれ2012年、2013年にSunset Reviewが実施されるも、アンチ・ダンピング税の継続が決定している。 この為、当社で取引ができないほか、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生しており、米国パイプラインの安全性への影響も懸念される。 特に、アラスカで計画されているアラスカLNGプロジェクト用の鋼管（需要見込 約600千トン、約700億円）については、需要家（TransCanada, ExxonMobil, BP, ConocoPhillips, Alaska Gasline Development Coのコンソーシアム）より、日本製の高品質溶接ラインパイプ供給の期待が寄せられているが、アンチダンピング税の解除、乃至は対象明細の適用除外が供給の条件となっている。 (内容・要望ともに変更)	・鋼管の一部でのアンチダインピング税の撤廃。	
		時計協	(5)	原産地表示規則の厳格性	・原産地をムーブメント、ケース、バンド毎に表示することが義務づけられており、その表示方法も詳細に規定されており、時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものである。 (継続、要望追加)	・原産地表示は完成品のみに適用し、原産地表示方法は時計の製造者の判断に任せる。	・1930年関税法 ・米国統一関税率表
		時計協			**(対応)** ・2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査において、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、日本政府は2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOのTPR対米審査において時計の原産地表示規則の簡素化につき改善を求めたが、未だ進展が見られない。 (対応記載済み) ・「米国ITCの関税率表の簡素化(案)に関する日本政府のコメント」を踏襲。時計に関する原産地表示を完成品とみなす。メーカーの裁量によって表示方法がおこなわれること。 (対応記載済み)		
		時計協			**(改善)** ・原産地表示に変化なし ・ウオッチガイド（15 CFR Part245, Guide for the Watch Industry）が廃止され、ウオッチケースの金属組成内容を表示する必要がなくなった。 ・原産地表示は関税法に定められる表示方法に統一された。 ・輸入時計の原産地表示方法として、不滅インクの使用が正式に認められた。（HR, 435 Miscellaneous Trade and Technical Collection Act of 1999) (改善記載済み)		

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸 日機輸	(6)	C-TPATのﾒﾘｯﾄの不明確	･C-TPAT認定企業になっているが、社外へのステータス以外に業務上の明確なﾒﾘｯﾄは未だみえていない。C-TPATを維持するためのUSCBPの定期現場チェックは輸出側にもおよび、またランダムに選定されるため、スケジュール調整、出張費用等の工数がかかる。それに見合うだけのﾒﾘｯﾄがあるのかどうか、半信半疑。 ･C-TPAT取得による社内費増、監査/書類対応にも関わらずC-TPAT取得ﾒﾘｯﾄが数字化できない。	･C-TPAT認定企業が得られるﾒﾘｯﾄの明確化とその実行。 ･C-TPAT取得ﾒﾘｯﾄの数字化 (縮小した日数、通関手数料削減)。	･C-TPAT
		日商	(7)	食品の輸出入規制	･日本をはじめ、国により食品の原料規制が異なっており、各国それぞれへの食品貿易に非関税障壁が存在している。	･複数存在する食品FDA規制を世界的に一本化してほしい。	･USFDA規格
		日機輸	(8)	各国の通関システムの違い	･各国のシステムが異なることで、各国間の通関システムの連携効果が阻まれている。輸出国において相手国の輸入手続きの詳細が把握できず、手続き上の貿易障壁的な状況を生んでいる。 国内物流と大差ない簡素化を進め、貿易の円滑化を図って頂きたい。 例: ①税関同士のデータ交換により輸出国での手続きで、輸入が可能となる制度 ②優良企業は輸出手続きで自動的に輸入を許可する制度 ③無税品に消費税を課さないことで、課税価格の算出を避け、手続きを大幅に簡素化する制度	･通関システムの相互連携と通関手続きの簡素化。	
		日機輸	(9)	貨物セキュリティルール	･世界的にセキュリティへの対応と貿易円滑化の両立が求められる中、各国がそれぞれ独自のルール形成を行っている。各国間で貿易上のセキュリティ関連手続きの統一化を図って頂きたい。	･貨物セキュリティルールの統一。	
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
14	税制	日商	(1)	売上税(消費税)率	･米国に製造販売会社があるが、米国内のブラジャー、ショーツ、ガードルの税率が高い。	･税率の引き下げ。	
		日商	(2)	二重課税ﾘｽｸ	･特に移転価格税制においては、各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることもあり、当社グループとして二重課税ﾘｽｸを抱えている。	･世界標準の移転価格税制(ガイドラインなど)の法整備。 ･事前確認制度の充実。	
		日商	(3)	移転価格税制	･関係子会社へのマネジメントフィーの請求、関係会社間取引上の損益配分で考慮する必要がある。		
		日機輸	(4)	新日米租税条約発効の遅れ	･2013年1月に両国政府が新日米租税条約(日米租税条約改定議定書／両国間の投資･経済交流を一層促進する等の観点から、利子等の投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等が織り込まれている)に署名するも、未だ米国議会の承認が得られず、発効していない。	･新日米租税条約の早期発効。	･日米租税条約
		日機輸	(5)	海外子会社からの配当に係る益金不算入制度の未制定	･米国においては、海外子会社からの配当に係る益金不算入制度が制定されておらず(日本の場合、通常25%以上の出資先、かつ保有期間が6ヶ月以上である場合、当該海外投資先からの配当額の95%が益金不算入となる)、米国からの海外投資･当該投資先からの配当実施の制約となっている。	･海外配当益金不算入制度の創設。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ取得･更新手続の規制強化	･ビザ更新手続きの際に第3国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。(問題が生じるのが、出向期間が長い場合のみなので、クローズアップされにくい。) (内容･要望ともに変更)	･第3国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。	
		日機輸			･駐在･現地採用日本人が米国外出張または帰省を行う際にビザの手続きを米国国外で行わないといけないため、出張や休暇をする際に一定の規制がかかり融通がきかず、会社運営に支障をもたらすことがある。	･米国内でのビザ取得可能制度の導入。	･H1B Visa ･E-1 E-2 Visa ･DS-160
		自動部品			･H-1B VisaもしくはOTPの新卒者を採用しているが、H-1B Visaの年間発行枠に制限(現状タイトな状況)があり、発行･更新を申請しても抽選に漏れるという事態が生じており、安定的な雇用に支障を来たしている。	･H-1B Visaの発給枠の拡大をお願いしたい。	･米国移民法
		日機輸			･駐在員の帰国と合わせて帯同家族も離米しなければならない。帯同家族の米国滞在が駐在員本人の就労ビザに基づいていることを考えるとやむを得ない面はあるが、特に就学年齢に達した子女については学年末などキリのいいタイミングで帰国したいという要請は強い。現在の考え方では駐在員本人が帰任した後も帯同家族が残ることは即座に不法滞在となるため、帰任時期の決定に際しては企業側もしくは帯同子女の何れかが本来の希望に反して譲歩せざるを得ない状況となっている。 現状は、如何ともし難い問題のため企業側が子女の学年を配慮した形でのローテーションを築かざるを得ない。 (継続)	･一定年齢以上の子女を帯同する駐在員の帰任には企業側としても十分な配慮が必要であるが、中には重要な業務上の問題から駐在員やその家族の意向に沿えないケースも少なくない。このような事情を考慮し、帯同家族については駐在員の帰任後も一定の期間は米国に合法的に滞在できる道を開いて頂きたい。	
		日機輸	(2)	出入国記録カード(I-94)の一時出国における再発行不可	･メキシコとカナダに一時出国する際にはI-94出入国記録カードが更新されない。必ずしも徹底されていないようであるが、一時出国先がメキシコやカナダの場合には空港や国境でI-94が没収されず、従って再入国時には新しいI-94が発行されないのが本来の取り扱いである。従って、I-94更新のための出国が必要な場合、渡航先として最も手軽なカナダやメキシコでは目的が達成されないこととなっている。 (継続)	･現在の取り扱いにはメリットも大きいため、これを廃止するのではなく、当事者が希望すればメキシコやカナダでもI-94が再発行される道を確立してほしい。 ･米国出国時における空港や国境での対応には不徹底な面も見受けられることから、もし基本的なルールが現状と変わらないのであれば、混乱を避けるためにも常に同一の取り扱いとなるよう指導を行なってほしい。	
		日機輸	(3)	ビザ有効期間の不足	･Eビザの場合に付与されるI-94の有効期限が2年間である。Eビザの場合には、その有効期限とは無関係に入国の都度2年間の滞在許可が与えられるが、特に駐在員の帯同家族などは出張もなく、2年以上にわたって米国から出国する必要がないことも多い。その場合強制的に出国を指示しない限り、移民局に対して滞在延長の申請を行なわなければならず、企業にとって追加的な手間と費用がかかっている。 (継続)	･企業としては、与えられる滞在許可は長ければ長いほど良い。逆にEビザには査証の有効期限が迫っていても2年間の滞在許可が与えられるというメリットがあることから、この点を活かしながら期間延長を検討してほしい。	
		日商			･EビザのI-94の有効期限が2年間と短い。業務上米国から出国する必要がない駐在員や帯同家族はI-94の更新のために帰国しなければならず、本人、企業にとって負担が大きい。	･I-94の有効期限をEビザと同じ5年に期間延長してほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸	(4)	入国書類手続きの恣意性	・入国審査官の対応に誤りや不適切なものが見受けられる。当社の場合を限ってみても、実際に以下のようなケースが発生している。 1) 明らかに間違った日付(過去の日付など)がI-94に記入される。 2) パスポートの有効期限までしか滞在許可が与えられない。 3) Eビザにも拘らず、ビザの有効期限までしか滞在許可が与えられない。 4) 家族揃って入国したにも拘らず、I-94の日付が違っている。 5) 記入された日付の数字が非常に読みづらい(中には、DMVで免許の申請を行った際に受け付けられなかったケースも有り) 6) 誤ったビザの種別がI-94に記入される。 7) 間違っていることを指摘すると、嫌がらせなのか長時間ブースで足止めを受ける。 未だに多発している。極端に言えば、入国審査官が違えば法律が変わるという感じで、日本人には到底受け入れ難い。 (継続)	・何れも訂正は企業側の負担で行なわれなければならないことから、個々の審査官に対する教育や仕組みの見直しをお願いしたい。	
		日機輸	(5)	SSN取得の困難	・SSN申請は、US入国時にI-94の半券を入国審査官に空港で渡す->担当者が移民局のコンピューターに情報を入力->その情報がSSNオフィスのコンピューターでavailable/確認可能になった時点でSSN申請書を受け付けてもらえる、という流れになっているが、入国から申請まで1～2週間、また申請から発行まで1～4週間かかる。 (継続)	・SSNが無いと銀行口座が開けない等の問題があり、発行までの期間を短縮してほしい。	
		日商	(6)	外国人転入者の運転免許証取得期限の不合理	・カリフォルニア州で居住・就労を開始した場合、10日以内に運転免許を取得しなければならないという規則がある。上記は他州からの移転者（書き換え）には可能であるが、他国からの移転者には社会保障番号(Social Security Number)等、先立って取得しなければならないものがあるため、現実的に不可能である。一方、ジュネーブ条約で定められている国際免許の有効期間は1年である。	・他国からの転入者には、ジュネーブ条約で定められた国際免許の有効期間中に、運転免許を取得すればよい（カリフォルニア州の規則に準拠しなくてよい）という規定にして頂きたい。	・California Driver's Handbook-General Information, New Residents条項
		日製紙	(7)	定年制の不在	・定年制がないため、労働者構成が年々高年齢化し、将来を担う若手人材の採用の余地が狭まり、人材の流動性による組織の活性化の機会がなくなり、組織の硬直化につながる懸念がある。	・定年制の一部導入を可能する対応が図られることを希望したい。	・雇用における年齢差別禁止法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	先行技術の開示義務の重い負担	・特許出願の特許性について重要な情報(先行技術)の誠実の原則に基づく開示義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。特に対応外国件の特許庁(日本、欧州及びその他の国)において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならず、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。 (内容・要望ともに変更)	・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み（ドシエシステム）を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要としてほしい。	・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)
		日機輸	(2)	発明者宣誓書の提出期間とサーチャージの請求№矛盾	・特許法115条（f）によるとissue feeの納付までが宣誓書の提出期間として規定されているにも関わらず、実務では出願と同時に発明者の宣誓書が提出されていない場合は、サーチャージが各代理人が登録した口座より自動的に引き落とされる。このように特許法で規定されている提出期間とサーチャージの請求に矛盾が生じており、不公平である。 (継続)	・宣誓書が米国特許法で規定された提出期間内に提出される場合はサーチャージ支払いの対象としないようにしてほしい。	・米国特許法115条（f）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	･現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	･第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ･多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。	
		日機輸	(4)	不明確な外国出願･審査情報の開示義務	･各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。 (継続)	･特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和･廃止、又は義務内容の明確化を推進して頂きたい。	
		日機輸	(5)	(著作権) アクセスコントロールの回避規制	･アクセスコントロール回避行為及び回避機器の民事罰及び刑事罰導入のいずれも反対である。 規制の導入は、著作権で規定される排他権にかかる行為のみならず、排他権とはされていない著作物の視聴や使用行為に対して大きな影響を有しており、権利者と利用者の間の利益バランスを大きく変える可能性がある。 しかるに、米国提案ではこうした例外についての言及がなく、TPP締約各国において、権利者と利用者の利益バランスを壊す可能性がある。 アクセスコントロール自体を保護することは、ユーザーの自由な情報通信や利用を阻害し、且つ、ユーザーに享受されるべき技術(ハード製品･ソフトウェア)の進展も阻害する。したがって、厳しいグローバル競争下、できないことだけが増えることを意味する。また、一定のプラットフォーム保護という副作用につながることを懸念する。実際に米国で、著作権に名を借りたプラットフォーム保護を企図する訴訟が現実化している 。 この点、米国では、フェアユース条項及びDMCAにおいて互換性確保とリバースエンジニアリングのためのアクセスコントロール回避機器の頒布等は成文法で認められており、さらには、アクセスコントロール回避行為についても三年毎の許可申請手続を用意しており 、保護と利用のバランスに対する配慮がなされている。このような権利制限規定や回避規制の例外規定のない我が国におけるアクセスコントロール回避規制には反対である。 さらに、回避機器規制により、メーカーの機器設計･提供の自由が著しく損なわれる事態を避けるため、コンテンツ提供事業者が一方的に使用した技術的手段 (アクセスコントロールに限らずコピーコントロールも含む) への反応を機器側に義務つけるものではないこと (no mandate) の明確化が必要である。	･アクセスコントロールの回避規制を行わないことの許容	･【米】TPPにてアクセスコントロールの回避規制の導入を求めている ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.10、QQ.G.11、QQ.G.12、QQ.H.9 ･EU韓 10.12 ･米韓 18.4.7 ･米ペルー 16.7.4 ･米チリ 17.7.5
		日機輸	(6)	(著作権) 著作権侵害に対する刑事罰の非親告罪化	･著作権侵害が私権の侵害である以上、被害者に被害回復を求める意思がない場合には被害回復の必要性は認められず、さらに、抑止効果という点に鑑みてもその必要性は低い。反対に将来の表現行為につき刑事罰の萎縮効果というマイナス面のみが残るものと思われる。 また、創作や表現は模倣から生まれることがほとんどであり、抑止効果の強化には慎重であるべきである。	･著作権侵害に対する刑事罰を非親告罪化しない。	･【米】TPPにて非親告罪化を求めている ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.7 - 7(h) 項 ･米韓 18.10.27

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			著作権に関しては、権利制限･間接侵害など、権利の周縁が明確でなく、予見可能性が難しいケースの（例えば萎縮効果などの観点からの）配慮と検討が必要と考える。	･著作権侵害に対する刑事罰を非親告罪化しない。	･米ペルー 16.11.27 ･米チリ 17.11.22 ･豪チリ 17.38
		日機輸	(7)	（著作権）保護期間	･著作権の保護期間を「死後50年」から延長することにより、著作物を公有にして次の創作の基礎とすることが数十年遅延することになるが、その妥当性に疑問あり。 欧米等の国際潮流を根拠にする考え方があるが、米は映画産業の保護、欧は単一市場統一のために短期化での統一はその実現に時間を要するために長期化で統一したという、それぞれ特有の事情がある。これに対して、日本では長期化しなければならないニーズがあるとは思われない。むしろ、対中国･対韓国といったアジアのコンテンツ産業が台頭しつつある中で、日本のコンテンツ産業の海外普及の加速化には「死後50年」の維持が適当と考える。 作品の利用許諾が今以上に困難となれば、コンテンツ産業とともに歩む利用側の産業界もその影響を受け、将来に渡ってそれが続くことを意味する。 この点、米国ではフェアユース等の利用側に配慮した規定が置かれていることからバランスがある程度確保されているが、そのような規定のない我が国では、今以上にバランスを失し、マイナスの影響のみが懸念される。保護期間の延長により、権利の保護と著作物の利用のバランスにどのような影響があるのか、バランス維持のために権利制限について追加的対策の必要はあるのか、同じ観点で、権利制限等の事項でわが国から他国に対する要求事項はあるのか等、わが国としての保護と利用の最適バランスについて、議論が必要である。（このことは、TPPに盛られたその他の権利の保護強化全般との関係においてもいえることである。）ちなみに、欧州においては、例えば最近の実演、レコードについての保護期間の延長の適用にあたって、死蔵コンテンツを低減する為の対策が盛り込まれている。	･保護期間を著作者の死後50年とすることの許容。	･保護期間を著作者の死後50年とする国 ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア ･保護期間を著作者の死後70年とする国 米国、オーストラリア、シンガポール、チリ、ペルー ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.6、QQ.G.7 死後70年 ･EU韓 10.6 死後70年 ･米韓 18.4.4 死後70年 ･米ペルー 16.5.5 死後70年 ･米チリ 17.5.4 死後70年 ･豪チリ 17.27 死後70年 ･EUペルーコロンビア 死後70年
		日機輸	(8)	（著作権）著作権の真正品の並行輸入	･真性品の輸入に排他権が及ぶとすることは、国境を越えて行われている著作物等の流通、取引の障害となる。	･真正品の並行輸入が適法であることの許容。	･我が国と類似の立場 米国以外のTPP参加国 ･【米】TPPにて真正品の並行輸入の違法化を求めている。ただし、著作物の真正品の並行輸入は適法であることが最高裁判決で確定している（Kirtsaeng v. John Wiley & Sons, Inc.(2013年3月19日)）。 ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.G.3

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(9)	㈱著作権㈱ 法定損害賠償制度	･損害額の立証が困難であることが前提となる議論であるところ、一般的に送信可能化権等の侵害について、損害額の立証が必ずしも困難であるとはいえないし、そもそも損害額の立証が困難な他の不法行為についても、原告が立証責任を負担しているのに、著作権侵害についてだけ例外を認める正当化根拠があるとは思われない。 また、英米法においては、法定賠償は萎縮効果により抑止的効果が期待された制度であるところ、法定賠償制度が導入されれば、米国のように知財訴訟が頻発し、賠償額が跳ね上がる事態を招くことを意味するが、この点については産業界のみならず社会的コンセンサス自体がない。 さらに、著作権者が主張する販売の減少は、そもそも違法ダウンロードよりも、むしろ正規製品の価格設定に根本的原因があるとも指摘されており 、そもそも損害額を論じる前に、送信可能化権侵害と損害額の間の因果関係について問題となると思われるため、損害額の立証のみが問題であるとする捉え方に疑問を感じる。 したがって、現行の立証負担の軽減に関する規定で必要十分であり、それ以上の規定を設ける必要はない。刑事罰の強化の場合と同様、著作権に関しては、権利制限･間接侵害など、権利の周縁が明確でなく、予見可能性が難しいケースの（例えば萎縮効果などの観点からの）配慮と検討が必要と考える。	･法定損害賠償制度を設けない	･【米】TPPにて法定損害賠償制度の導入を求めている ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.4.X - 1項 ･EU韓 10.50.2、10.50.3 ･米韓 18.10.6 ･米ペルー 16.11.9 ･米チリ 17.11.9 ･EUペルーコロンビア 244.2
		日機輸	(10)	㈱著作権㈱ 懲罰的損害賠償制度	･我が国の損害賠償制度の目的である「被害者に現実に生じた損害を原状回復させること」（最判平成9年7月11日萬世工業事件判決）という基本的考え方と相容れないことから、そもそも我が国の公序に反する。 仮に、本来抑止的効果を有するべき刑事罰が十分な効果を発揮していないのであれば、現行法下での刑罰法規の執行の強化を求めるべきであるところ、効果が十分であるかどうかについてまずは精査されなければならない。 そもそも著作権侵害の成否はあいまいで、予測可能性の担保に問題があると従来から指摘されている。ウィニー事件が「適法な用途にも、著作権侵害という違法な用途にも利用できるソフトであり、･･･ソフトの開発行為に対する過度の萎縮効果を生じさせないためにも･･･例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害(正犯行為)行われたときに限り」と幇助行為の成立要件を厳格に示すことからも分かるとおり 、著作権侵害の成否は、民事のみならず刑事事件でもある以上、一般的刑事事件同様、違法行為やそれに対する故意の認定につきある程度の明確性が求められなければならない。この点と大きく関わる間接侵害の課題についてもいまだ国内で審議未了の現状において、安易に抑止効果の強化を認めること自体に反対である。 また、特許のみならず民事他分野における懲罰的賠償に関する議論の方向性とも整合性が図られるべきと考える。	･懲罰的損害賠償制度を設けない。	･【米】TPPにて懲罰的損害賠償制度の導入を求めている ･TPP2013年8月30日付リーク文書 QQ.H.4.X - 1項

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	低圧モータの高効率化規制	・米国、カナダ、ブラジル、メキシコの各国が低圧モータの高効率化規制を行っているが、ここでいうモータとは機械に組み込まれているものを含む。規制に合格するための認証プロセスは各国で異なるが、効率を満たすだけではなく、現地の認証を取らなければならないため、その申請プロセスの煩雑さから、事実上の貿易障壁となっている。	・定められた効率レベルを満たすモータで且つ機械に組み込まれて納入されるモータについては、現地の認証プロセスに関わらず、合格扱いとすることで障壁を排除して頂きたい。	・エネルギー独立安全保障法 EISA（Energy Independence and Security Act）
		日商	(2)	JIS規格での輸出が認められない	・JIS規格にて製造された食品製造設備が食品メーカーの現地生産では使用できない（輸出できない）。日本の食品製造技術は、安全・衛生面でも優れているが、CEマークの欧米規格は全くの非関税障壁となっている。	・食品の安全・衛生・美味しさを標榜する日本食はそれを製造する機械とセットで考える必要があり、欧米との食品機械製造規格とJISとの相互認証を進めて頂きたい。	・ASME Boilerとの Pressure Vessel Code LLL規格
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	独自のリサイクルマーク（電池）	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 （継続）	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
		日商 日商	(2)	カリフォルニア州における厳格な成分規制	・カリフォルニア州の独自規制であるProposition 65は、規制基準値が不明確でごく微量であっても訴訟の対象となり、環境保護ではなく賞金稼ぎのための法律とも揶揄されている。 ・化学物質の使用規制が厳しく、他州・他国で使用が認められているものであっても承認されないものがある。	・法律の改正。 ・規制を緩和して頂きたい。	・Proposition 65 ・California Proposition 65
		日機輸	(3)	評価基準地の公表遅れ	・プロポジション65 2013年12月にDINPという塩ビ樹脂の汎用可塑剤が発がん性としてリストに収録され、14年12月より、人に危害が懸念されるレベルを超えた含有がある製品には警告表示が課せられた。米国業界ACCが提案したMADSLという閾値にいたる暴露の可能性はないとみており、またACCが当局のリスト収録を不当として提訴している状況で、施行期限直前に当局が業界提案の20分の1ほどの小さい閾値を提案したために暴露の可能性判断が難しくなった。	・リスト収録する時点でNSRLを必ず公表してもらいたい。 ・消費者等の暴露可能性を評価する手順を例示してもらいたい。 ・さもなくば、警告表示が必要となる含有量を既定すべきである。	・プロポジション65 http://oehha.ca.gov/prop65/CRNR_notices/list_changes/122013P65list.html
		日機輸	(4)	内容が未確定	・規制対象となる消費者製品および化学物質の詳細が特定されていないため、貿易上及ぶ障害の程度について十分な評価が困難。	・対象製品・物質の詳細決定後、あらためてTBT通報して頂きたい。 ・規制検討においては、科学的根拠に基づく対象物質の決定、評価に必要な時間の確保、企業秘密の取り扱いへの配慮をお願いしたい。	・CA州グリーンケミストリー規制（Safer Consumer Product Alternatives）

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	特定産業の例外的扱い	・TPP協定にてたばこ製品という特定製品を例外的に扱うことは、TPPが企図する貿易・投資活動促進を著しく損なうおそれがある。また、このことは関連する事業を営む個人・団体あるいはそれらの投資家によるTPP締約国における経済活動をも躊躇させる結果を招くこととなり、その影響は広範且つ甚大である。特定産業（たばこ産業）の製品をISDS条項からの適用除外など、例外として扱う案をマレーシア、米国が提案（報道情報）。	・TPP協定の交渉に参加している日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、TPP協定が特定製品を例外扱いすることが無いよう対処をお願いしたい。	
25	政府調達	日機輸	(1)	政府調達における非指定国排除	・中国製排除の為、入札できない、もしくは対応の負荷大。 （継続）	・制限の早期撤廃。	・US General Service Administration
		日機輸	(2)	バイアメリカン条項	・FARに規定のBuy American Actにより、原産地が中国、インド、ブラジル等、価格競争力の高い国の工場生産品の適用が政府系企業では認められていない。Contract Officerの裁量/判断に任されている部分もあるようだが依然柔軟に運用されている状況にはない。	・Buy American Act（バイアメリカン条項）の撤廃或いは緩和。	
		日機輸			・防衛装備移転三原則の閣議決定もあり米国向け事業を検討中だが、バイアメリカンといった政府調達に関する規制が存在しており、今後の事業展開のハードルとなると考えている。	・2014年度の米国向け資料を拝見すると、既に2項、25項においてご指摘頂いているところだが、引き続き緩和、撤廃をご要望頂きたい。	・米国製造部品調達義務
		日機輸	(3)	米国政府規制	・その他防衛装備品にのみ適用される米国政府規制があるが、こちらは防衛省、経産省経由、緩和、撤廃を要望していく所存である。 現在政府側は、防衛装備品の移転に適用される規制の撤廃を図るべく、RDP（Reciprocal Defense Procurement）と呼ばれる政府間協定の締結を目指している（米国は既に、欧州同盟国を中心に23ケ国と締結）。		
26	その他	JGMA	(1)	ストライキによる港湾機能停止のリスク	・港湾会社によるストライキが発生する場合があり、貨物量が一時的に多い時期と重なると、2～3週間の遅延が発生する。	・ストライキの早期解決及び十分なコンテナ量を確保してもらう。	
		日商			・米国西海岸での港湾ストライキの影響で、船荷の輸入貨物を入手するまでに遅れが発生することがある。 通常10日～2週間程度での到着見込みが、到着見込み1か月へと遅れが懸念されている。	・周到・円滑な交渉によりストライキを回避、港湾機能の維持に努めて頂きたい。	
		日商			・ポートランドにある現地法人へ定期的に船便による輸出を行っているが、西海岸の港湾ストライキの影響で輸送が滞っており、代替としてエアー便を使用せざるを得ない状況。これにより、輸送代のコストが大幅に上昇している。		
		日機輸			・米国港で不定期に行われるストライキ発生によるサプライチェーンの確認、納入出荷問題の緊急調査が必要。 上記状況下で緊急時の航空便の使用による輸送費増。	・ストライキ発生時の交渉力UP。 ・ストライキ発生の事前知らせ。 ・貨物状況オンラインリアルタイムチェック。	
		JMAA			・西海岸での大規模な労使紛争ストライキにより、物流に大きな支障が出ており、コストアップになる航空便に切り替えるなどの対応を強いられている。	・一刻も早い正常化を望む。	
		自動部品			・米国西海岸（ロスアンゼルス港）での港湾作業者の労働待遇改善要求を背景としたサボタージュが長期化し、貨物引き取りコスト、貨物引き取りに掛る時間が長期化。	・合衆国政府の迅速な調停による事態収束。	
		日商			・輸入の遅延、輸出出荷量への影響。	・米国政府を通じ労使問題の早期解決、港混雑の緩和策を講じてほしい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26		日機輸 自動部品 日機輸			･該当区域は直接メキシコではないが、該当地域のマキラドーラでは部品の輸入等の殆どがカリフォルニア･ロングビーチ港を使用、現在労使交渉が難航し、貨物の輸出入に大きな遅れが出ている。 ･雇用者（PMA）と港湾労働者（ILWU）の間の紛争に起因するVessel-Port輸送インフラの信頼性が欠如している。 ･北米の西海岸での港湾での労働争議の長期化(7月頃から)により入船L/Tが長引いていている。	･米国連邦政府が介入すると聞いているが日本側からの早期の改善要望もお願いしたい。 ･また、左記の問題をカバーすべく、メキシコのエンセナーダ港の拡張を要望。 ･混雑の改善を米国政府に要望する。 ･港湾での労働争議の早期解決。	

メキシコにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制･関税･通関規制	日機輸 JGMA	(1)	高輸入関税	･2013年半ば、メキシコ税関当局は、太陽光パネル（完成品）の輸入に対する関税分類基準を見直し、従来のHSコード「85.41 太陽光パネル」（無税）を「85.01 発電機」（15%）に変更。当局は、変更の理由は「ダイオードを含むため」とするのみで、当社の「バイパスダイオードは発電機能を有さず当局指摘のダイオードとは異なる」との主張を斟酌することなく否定。また、太陽光パネル国内産業が極めて限定的な規模であるにも関わらず、「国内産業振興」を目的として関税を課すことは不合理。 ･出荷した機械の取扱説明書（13kg、インボイス価格16,000円）をDHL便にて発送したところ、現地での関税＋メキシコ輸送費として、116,000円もの高額な費用を請求された。	･太陽光パネルに係る関税分類を従来どおり「85.41 太陽光パネル」（無税）に戻されたい。 ･適正な関税率（0%～5%）に設定してほしい。	
		日機輸	(2)	米墨国境通関の遅延･手続の煩雑	･2015年1月1日、経済省が「保税加工プログラム（IMMEX）等による一付加価値税（IVA）を原則課税されることに改定」。ただし2014年中に税務署に申請し、認定を受けた場合には、2015年以降も引き続き輸入IVAの保全が可能となった。しかし、通関手続きに関して以前よりたくさんの書類を請求され煩雑。急ぎの荷物を輸入する場合に、通関士からの疑義が頻繁にあがり、通関が遅滞して必要な荷物が届かない。 輸入通関士ごとに要求する資料が異なり、その度に新たな資料を作成する必要が有り、通関に遅滞が発生している。	･通関手続きの簡素化。 ･通関に関して必要な資料（要件）を明確化して頂きたい。	･経済省が定める貿易に関する一般規則と基準
		日機輸	(3)	Otay第2ボーダーの開設遅れ	･米墨国境の貨物の通過時間に多大な時間がかかっている。解消の為にOtay第2ボーダー開設計画があるが一向に進展が見られない。本年度、905号からSR11(現在の第1ボーダー出口まで）の工事は始まっているが、そこから更に先の第2ボーダーまでの道路の建設、第2ボーダー建設計画が未だに未定となっている。特にメキシコ側での計画がストップしたままとなっている。今後更に物流が増加した場合、現存の第1ボーダーでの通関は難しくなる。	･Otay第2ボーダーの早期開設。	
		日機輸	(4)	NAFTA原産規定違反	･NAFTA原産規定違反の疑いがあるIKD（Incomplete Knock Down）生産により、NAFTA原産規定を順守している会社の競争力が低下している。	･本件に関しては、既にメキシコ財務省、経済省がその調査、対応を実施しているが、そのスピードアップと厳格な規制を要望。	
11	利益回収	日商	(1)	契約のプロジェクトにおける作業対価の支払い不履行	･メキシコ国営石油会社（PEMEX）とのガス増産事業に係る一部契約の改定に対し、PEMEX社内部承認手続きに数か月の期間が必要。 （一部削除）	･契約の履行遵守を徹底させる。	
12	為替管理	JMAA	(1)	急激な為替変動	･円建てでの直貿で、海外販売店は為替差益を得ているが、値上げの交渉は困難。現地通貨建てでの海外子会社との親子間取引で、現在円安効果で特別価格にて販売が可能だが、利薄の取引が多く、将来取引が続いて円高に振れた時にたやすく損失が出てしまうほどの変動幅。	･為替の安定、変動幅が6ヶ月で数%以内。	
13	金融	日機輸	(1)	外国送金規制	･現地法人の輸入代金に関して、海外向け支払時に中央銀行への報告が新たに義務付けられた（14年1月より）。 （継続）	･中央銀行への報告義務の撤廃。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	頻繁な税制改正	・保税（Temporary Importation）に関する法令が多々変更される。 また、法令発令に対して施行のタイミングが明確でない。 当社では常に刻々と変化する税制発令に対して、目を見張って対応しており問題ないが、内容の明確化、施行タイミングを明確にしてほしい。（例：EC適用、NEECへの移行に伴う恩恵と義務が不明確）	・法令内容・施行タイミングの明確化。	・SAT発令
		日商			・税制の変更改定が頻繁に行われ、その都度、理解するために時間と費用（外部コンサル会社に支払う費用）を要している。 昨年の改正で今年から導入が義務付けられた電子会計システムに至っては、定義が曖昧な部分が未だ多い状況の中で、既存の自社会計システムに適応した新たなソフトウェアの開発・導入が必要であり、多大な時間と費用を強いられている。	・予定と異なる税率の引上げ問題と同様に、もっと長期的な視点に立った税制改革計画を実施願いたい。	・Resolución Miscelánea Fiscal 2015（2014年12月30日官報公布） http://www.sat.gob.mx/informacion_fiscal/normatividad/Paginas/resolucion_miscelanea_2015.aspx
		日商			・毎年のように税制改正が行われ、それに対応するための人的コスト、システム改訂コストがかさんでいる。特に、2014年の会計情報の電子データでの提供には対応が煩雑で苦労している。	・TAX IDの導入などで、網羅的に税の徴収を行えるシステムとし、長期的に大きな変更のないようにしてほしい。	・Legal Basis Article 28 of Federal Fiscal Code
		日機輸	(2)	曖昧なIMMEXの運用	・付加価値税の免除措置における条件が曖昧。さらにその説明を受けるための窓口が不明であり、結果として法律事務所に頼らざるを得ないことから多額のコンサルタントフィーがかかる。	・改定IMMEXの詳細がわかる資料の作成と配賦。 ・相談窓口の設置。	・IMMEX政令
		自動部品	(3)	IVA制度の複雑性	・IVA制度の変更が頻繁にあり、本年からは保税認証申請が必要になったが、認証取得することによるメリット（保税）に比べ、追加管理項目（詳細な出荷、在庫、生産情報の記録・保管）が増えるため、対応工数が増加する。	・還付手続きの簡素化。	・IVA TAX LAW
		日商	(4)	制度改正対応にかかる事務・システム負担増加	・2014年官報において、税務当局は電子媒体による電子会計記録の提出ルールを公表。税務当局の指定したアカウントチャートと通常の財務諸表の勘定科目とのマッピングを行ったうえで、月次の報告体制を整備するためのシステム対応が必要。	・既存の財務諸表の提出等の報告内容の簡便化の検討を頂きたい。	・The 2014 tax reforms transitory articles of the MTR.
16	雇用	日商	(1)	就労ビザの取得・更新	・2014年に就労ビザ更新手続きを行った時には、手続きにかかる時間が大幅に短縮されていた（5日）。 しかしながら法改正や政権が変わるたびに、職員が多数入れ替わり、実務レベルでの準備・対応が全く伴わず、周期的に就労ビザ関連手続きで問題・混乱が生じる傾向がある。	・実務に当たる職員の教育・研修を事前にしっかり行い、法改正後に支障がないよう準備願いたい。	・移住法
		日機輸	(2)	前近代的な労働者利益分配金制度（PTU）	・会社の利益の10%を全従業員（役員除く）で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍してさえいれば受け取る権利が発生する。 （継続、要望変更）	・報酬分配金の制度の撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。	・憲法123条IX ・労働法117～131条
		JPETA			・労働法により税引前利益の10%を従業員に分配することが決められている。会社に在籍さえしていれば受け取る権利が発生する。	・報酬分配金の制度の撤廃。	・労働法
		日商			・企業利益の10%を翌年度の5月末迄に従業員に分配しなければならない。通常の給与や賞与とは別に、従業員への対価が生じる為、企業経営を圧迫し、他国との人件費比較においても、非常にマイナスである。	・国際的にみた場合、本制度は廃止した方がよいのではと思われる。	・労働法第15条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		日機輸 自動部品 ベア工			・メキシコの従業員は、Participacion de los Trabajadores en las Utilidades de la Empresa（PTU制度）に基づき、課税所得を調整した会社利益の10%を従業員の持分として受け取る権利を有する。当該制度は、従業員に会社利益を一律に分配するという点から、経営原理・市場原理に合わない。このような異例の制度は、将来的に不合理に助長されていった場合、メキシコが魅力に欠ける投資先・事業地となり、企業をしてその投資をためらわせることになる。したがい、企業が各従業員の業績・能力と市況に応じて各従業員の賃金を決められるのが通常であり、異例の報酬分配制度は廃止されることが望まれる。 （継続）	・メキシコが異例の報酬分配制度を禁止することが望まれる。	・Ley Federal del Trabajo（略号：LFT、英文名：Federal Labor Law）
		自動部品			・PTU(労働分配金制度)の存在。為替差益すらその10%を労働者に配分する事を求める制度は著しく合理性を欠くと考える。	・制度の廃止・改正。	・メキシコ憲法第123条「労働基本権」の第IX項 具体的な内容は労働法第117～131条
		日商	(3)	派遣社員の正規社員化義務	・2012年11月の連邦労働法の改定で派遣社員が正規従業員と同じ仕事に従事する時は正規社員にしなくてはならないため、人件費の高騰につながる。 （改善なし） （変更）	・人材派遣会社に対する規制緩和。	・連邦労働法改正第15条
		自動部品	(4)	メキシコ労働法	・会社理由でなく職務規定違反による懲戒解雇の場合も法定解雇金・退職金を支払わねばならない。	・会社都合や自己都合、死亡退職以外は退職金支払を強制しないでほしい。	・メキシコ労働法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権利化のデータベース整備の不十分	・知的財産の権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 （継続）	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。	
		日機輸	(2)	特許審査の遅延・質の不均等	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 （継続）	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力（ASPEC）など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。	
		日機輸	(3)	（著作権）私的複製補償金制度	・私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度であるため。 なお、日本では私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 （追加）	・私的複製補償金制度を有する国についてはデジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基づく損失に応じた課金基準の法文化)。	・【その他】 メキシコ、アルゼンチンで制度導入のための法案が審議されたとの情報あり。

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸	(4)	㈱著作権㈱ 私的使用目的での複製	・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 ㈱追加㈱	・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	・【メキシコ】私的複製を許容する範囲が文芸・美術の著作物に限定されている。
		日機輸	(5)	㈱著作権㈱ リバースエンジニアリング目的での複製	・コンピュータプログラムの調査・解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製・翻案にまで権利を及ぼすべきではない。 なお、我が国では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。 ㈱追加㈱	・リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入。	
		日機輸	(6)	㈱著作権㈱ 機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用	・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8㈱電子計算機における著作物の利用に伴う複製㈱、著作権法47条の5㈱送信の障害の防止等のための複製㈱により権利制限されている。また、平成24年の改正法案㈱47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 ㈱追加㈱	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	
		日機輸	(7)	㈱著作権㈱ インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 ㈱追加㈱	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	ラベル表示規制の測定規格の不指定	・製品カテゴリーが186品目に渡り、省エネ規制として無意味な品目が大多数である。 各製品に対する試験方法、一日当たりの使用モードが公表されていないため、ラベルに表示するエネルギー消費量の数値が製造者ごとに異なることになる。顧客が製品を購入する時に、数値の比較ができないため、混乱する。 待機電力に関する別の強制規格NOM-032が発行予定だが、類似の規制にも係わらず、重複する品目であっても両方の規制が適用される。 ㈱内容・要望ともに追加㈱	・対象品目を大幅に絞り込む。 ・試験方法、消費電力量の算出方法については、欧米の規則と整合させる。 ・NOM-032が適用される製品は、本規制を免除する。	・「エネルギーの持続可能な使用のための法律」23条 ・「エネルギーの持続可能な使用のための法律規則」25条および26条

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日機輸			･186品目に及ぶ製品カテゴリーに対して、消費電力量を表示する規制が2011年9月から導入された。しかしながら、未だに、規制当局により消費電力量の測定規格が指定されておらず、表示される数値の統一性、信頼性が統一されていない状況が続いている。 顧客が製品を購入する際、顧客を混乱させ、公正な競争が阻害されている可能性がある。	･対象製品カテゴリーを絞り込んで頂きたい。 ･試験方法、消費電力量の算出方法を規定する際は、一般的に使用されている既存の国際規格と整合させて頂きたい	･「エネルギーの持続可能な使用のための法律規則」の25条～28条 ･製造者、輸入者、販売業者および商業者がそのエネルギー消費に関する情報を含めねばならない機器および器具の一覧 ･メキシコ強制規格NOM-032-ENER-2013, 待機電力を要する機器及び装置の最大電力基準値、試験方法、表示
		日機輸			･2014年9月19日から施行され、その90日後の2014年12月17日迄に表示を行うことが要求されていて、メキシコ国内の測定機関による待機電力の測定及び認証が要求されている。 既存のエネルギー表示規制との関係が明文化されていない。	･メキシコ国外の測定機関における測定及び認証を認めるようにして頂きたい。 ･既存のエネルギー表示規制との関係を明文化して頂きたい。	
		日機輸	(2)	低圧モータの高効率化規制	･米国、カナダ、ブラジル、メキシコの各国が低圧モータの高効率化規制を行っているが、ここでいうモータとは機械に組み込まれているものを含む。規制に合格するための認証プロセスは各国で異なるが、効率を満たすだけではなく、現地の認証を取らなければならないため、その申請プロセスの煩雑さから、事実上の貿易障壁となっている。	･定められた効率レベルを満たすモータで且つ機械に組み込まれて納入されるモータについては、現地の認証プロセスに関わらず、合格扱いとすることで障壁を排除して頂きたい。	
23	諸制度･慣行･非能率な行政手続	日商	(1)	薬事登録法定審査期間の遅れ	･保健衛生当局(COFEPRIS)での薬事登録法定審査期間について以下の問題がある。 ①新規登録案件で法定審査期間内に回答が得られていない点。(通常医療機器の薬事登録手続きにおける審査期間はリスク分類によって異なり、一番期間を要するクラスⅢでも60営業日となっているが、実際の承認には現状1～2年を費やしている) 企業として販売計画が立てられない為、メキシコ国内での企業活動に支障をきたしている。 ②企業側から問題を指摘、問い合わせをしても明確な回答がない点。 ③法定審査期間内で審査が終了しない場合でも、いつ回答ができるか当局からは何も連絡がない点。 ④いろいろな点で情報開示が限られている点。	･①法定審査期間の厳守。 ②企業より問題が指摘された際には明確な回答。 ③仮に法定審査期間内での審査が不可能な場合、いつまでに審査が完了するかの企業への情報提供。 ④情報開示を積極的に実施。	
		日機輸	(2)	ダンピング対応時の代理人資格制限(メキシコ法学士のみ) 及びスペイン語使用強制	･2013年8月、メキシコ経済省より、中国製の鋼製ワイヤーロープに関するダンピング調査開始通知が届いたが、以下の課題が生じた。 －通知が全文スペイン語であった為、英語翻訳が必要だった。回答期限までの時間が短い中、初動まで不必要な時間がかかった。 －メキシコ政府との通信のための代理人の資格として、「メキシコ学士資格者」且つ「スペイン語ができること」を求められた。 短期間でまったくの白紙状態から、適切な代理人を探すことは非常に大きな負担となった。	･左記、「スペイン語の使用」「メキシコ学士資格保持者の指名」は関連法令上の要請とのことであるが、下記、配慮をお願いしたい。 －通信時の使用言語は英語、もしくはスペイン語/英語併記でお願いしたい。 －自社の利益の代表たる代理人は自由に選択させて頂きたい。 上記が困難な場合、通知から回答提出期限まで、十分な期間を確保して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	製品登録手続きの煩雑さ	・医療機器輸入・販売における製品登録手続きの煩雑さ。 (変更)	・製品登録更新手続きの廃止。すなわち、日本等の様に一度登録したら更新不要にしてほしい。	
25	政府調達	日機輸	(1)	応札形態の制限	・政府系企業によるメキシコインフラ案件ではOPFスキーム（Obras Publicas Financiadas）が適用され、国営電力会社（CFE）による案件の場合、土木工事込み完工時一括払いの形態での入札となり、案件参入の障壁となっている。	・案件による柔軟な対応を願う。	
26	その他	日商	(1)	治安の悪化	・強盗、誘拐、殺人、窃盗といった犯罪が多く、会社オペレーション上だけでなく、日常生活においても安全性が高いとはいえない。また、警察への信頼性が低いので、警察を頼ることが出来ない。 (継続)	・安全性の確保。 ・警察の信頼性確保は急務。	
		日機輸			・2014年7月以降、メキシコシティ近郊当社工場出荷LCD TVの鉄道コンテナによる輸送中に（中南米向け輸出港仕向け）、コンテナ破りによる盗難事件が頻発。同年12月までに四回、各回数百台単位の被害が続いている。鉄道会社Ferromexに対して警備強化を再三要請するも、現在まで適切な措置は採られていない。	・広域に渡る犯罪グループによる犯行と思われ、連邦政府による鉄道輸送に係る安全向上のための断固たる措置を求める。	
		日機輸			・メキシコ全体での犯罪は増加し続けている。主な理由は幾つかの麻薬組織が国内を分割し、縄張りを決め、お互いに抗争を繰り返していることによるものである。これが新規の投資を考える企業にとっての大きな阻害要因となっている。	・未だに或る地域では組織と警察の癒着が指摘されている。現在、市警察を止め、州警察への一本化が検討されていると聞いているが警察の信頼回復が急務。	
		日機輸	(2)	不明確な港湾計画	・現在、Tamaulipas州Altamiraにて港湾建設が実施されているが、いつできるのか、どのような機能を備える計画になるのかが不明確。	・港湾建設計画の明確化。	
		日機輸	(3)	米国西海岸港湾の手続きの遅れ	・該当区域は直接メキシコではないが、該当地域のマキラドーラでは部品の輸入等の殆どがカリフォルニア・ロングビーチ港を使用、現在労使交渉が難航し、貨物の輸出入に大きな遅れが出ている。	・米国連邦政府が介入すると聞いているが日本側からの早期の改善要望もお願いしたい。 ・左記の問題をカバーすべく、メキシコのエンセナーダ港の拡張を要望。	

新規意見速報版

2015 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2015 年 6 月

連絡先：　日本機械輸出組合
通商・投資グループ　谷口、和田、谷井、庫元

〒105-0011
東京都港区芝公園 3－5－8　機械振興会館 401 号
TEL 03-3431-9348
FAX 03-3436-6455
E-Mail tohshi@jmcti.or.jp
http://www.jmcti.org

禁無断転載